

六十の四 チソツマブ ベドチン及びその製剤
 六十一〜百十八 (略)
 百十八の二 マバカムテンの製剤であつて一カプセル中マバカムテンとして五mg以下を含有するもの
 百十八の三〜百十八の八 (略)
 百十九〜百三十四の三 (略)
 百三十四の四 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
 百三十四の五〜百三十四の十 (略)
 百三十四の十一 リスジプラムの製剤であつて次に掲げるもの

- (1) 一瓶(二g) 中リスジプラム六〇mg以下を含有するドライシロツプ剤
- (2) 一錠中リスジプラム五mg以下を含有するもの

百三十四の十二 (略)
 百三十四の十三 リバステグミンの製剤であつて一枚中リバステグミン五一・八四mg以下を含有する貼付剤
 百三十四の十四〜百三十四の十六 (略)
 百三十五〜百四十二 (略)

別表第五 (第二百二十八条の十関係)

医薬品

- 一〜三十七 (略)
- 三十八 イボシデニブ及びその製剤
- 三十九〜百四十三 (略)
- 百四十四 チスレリズマブ及びその製剤
- 百四十五 チソツマブ ベドチン及びその製剤
- 百四十六〜二百三十八 (略)
- 二百三十九 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 二百四十〜二百四十六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令
 附則に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が指定する市町村(東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む)の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和八年三月三十一日までの間(当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間)、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤の投与とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第五十七条、第六十条第三項及び第六十四条第二項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(新設)
 六十一〜百十八 (略)
 (新設)

百十八の二〜百十八の七 (略)
 百十九〜百三十四の三 (略)

(新設)
 百三十四の四〜百三十四の九
 (新設)

百三十四の十 (略)
 (新設)

百三十四の十一〜百三十四の十三 (略)
 百三十五〜百四十二 (略)

別表第五 (第二百二十八条の十関係)

医薬品

- 一〜三十七 (略)
- (新設)
- 三十八〜百四十二 (略)
- (新設)
- (新設)
- 百四十三〜二百三十五 (略)
- (新設)
- 二百三十六〜二百四十二 (略)

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 (略)

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。

イ (略)

ロ 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) 〇・六八以上

一・〇以下

ハ 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) 〇・六五以上

一・〇以下

ニ (略)

三・四 (略)

3 (略)

(最低積立基準額)

第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあつては〇・八四を、加入者等が女子である場合にあつては〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。

2・3 (略)

(積立上限額の算定方法)

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イ (略)

ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であつた者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。

(1) (略)

改 正 前

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 (略)

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。

イ (略)

ロ 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) 〇・七二以上

一・〇以下

ハ 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) 〇・七二以上

一・〇以下

ニ (略)

三・四 (略)

3 (略)

(最低積立基準額)

第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあつては〇・八六を、加入者等が女子である場合にあつては〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

2・3 (略)

(積立上限額の算定方法)

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イ (略)

ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であつた者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。

(1) (略)

<p>この省令は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>二 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(2) 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・六八</p> <p>(3) 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・六五</p> <p>(4) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>八 (略)</p>
--	--

厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十九号)の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十二条第一項(同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後
<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二の十二 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法)</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二の十二 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法)</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p>	<p>改 正 前</p>